

再編計画の検討資料について

<目次>

(1) 公共施設の方向性検討の進め方	
①方向性検討の基本的なプロセス	1
②方向性検討の進め方	2
③「施設全体の分析」と「用途別の分析」の検討プロセス	2
(2) 施設全体の分析	
視点1 提供する“機能”の適正化	5
検証1 行政サービスの必要性	5
検証2 サービス提供能力の妥当性	8
検証3 市以外が保有する施設で代替する必要性	9
視点2 機能提供に利用する“建物”の適正化	10
検証4 施設単独で見た建物総量の削減可能性	10
検証5 他施設との連携による建物総量の削減可能性	13
視点3 既存施設（建物）の状況～視点7 施設運営の方法	14
検証6 建物の安全性	14
検証7 建物の機能性	15
(参考1) 定量的な分析の指標として利用可能なデータ	17
(参考2) 根拠法令における公共サービスの提供に係る規定	19
(参考3) 公共施設の定義について	27

(1) 公共施設の方向性検討の進め方

①方向性検討の基本的なプロセス

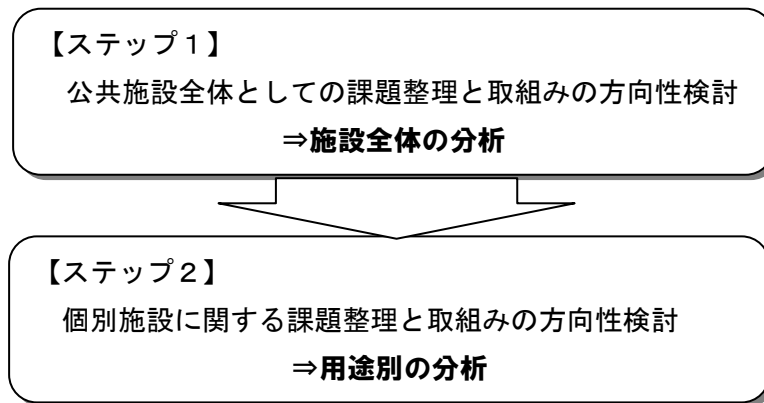
公共施設再編計画として、中長期計画においては、施設の用途別分類毎にみたあり方（＝方向性）や目標を示すとともに、短期計画においては、早期に解決すべき問題を有する個別の施設を把握して対応の方向性を示し、その一部をモデル事業として抽出した上で、再編の実施に向けた実行計画を策定する。

そこで始めに、今後の検討を進めるための枠組みとして、用途別及び個別施設の方向性を検討するための基本的な流れと視点を示す。なお、個別施設の方向性は具体的な事業計画に繋がるため、より多くの視点について詳細な検討を行うことになる。



②方向性検討の進め方

鎌倉市全体としてみた公共施設再編の戦略策定につなげるため、まず、公共施設全体として見た課題と方向性を把握・検討するために、俯瞰的に見た全施設の現況分析を実施し、施設分類別に見た問題を明らかにする。その上で、より具体的な取組みの方向性を明らかにするため、用途別施設の現況分析を実施する。



③「施設全体の分析」と「用途別の分析」の検討プロセス

『公共施設の方向性検討の流れ』に沿って、「施設全体の分析」と「用途別の分析」のそれぞれを実施し、今後の再編計画の具体の方向性ととりまとめにつなげる検討プロセスを以下に示す。

検討1: 公共施設としての望ましいあり方

視点1 提供する“機能”の適正化

	【施設全体の分析】	【用途別の分析】
<p>検証1: 行政サービスとしての必要性</p>	<p>設置根拠法令における、施設設置の義務付けの程度を整理 行政関与の必要性/民間企業等による提供可能性を整理 (設置目的の達成状況) ※用途別分析で検証</p> <p>用途毎に、行政が機能提供を続ける必要性(≒民間等による提供可能性)を3段階程度に分類 ⇒見直しの題材を示す</p>	<p>設置当初から状況が大きく変化し、機能提供を継続する意義が薄れている施設を把握 継続の意義が薄れていれば、機能提供の取り止めも含めた、抜本的な見直しが必要な施設として扱う</p>
<p>検証2: サービス提供能力の妥当性</p>	<p>複数の用途分類で同種機能を有するものを抽出 “利用”と“コスト”の指標で、用途分類毎の特性を把握 人口動向等から、ニーズ変化が想定される用途分類を抽出</p> <p>集約化、統廃合の可能性を検討する材料として活用 現状のままで機能提供を続けることに問題があり、何らかの見直しの必要性が高い施設分類を抽出 ⇒施設分類レベルの取組み優先度を示す</p>	<p>“利用”および“利用率”と“コスト”の指標で、用途分類別に、施設毎の特性を把握 人口動向等の地域特性から、ニーズ変化が想定される施設を抽出 現状のままで機能提供を続けることに問題があり、何らかの見直しの必要性が高い施設を抽出 ⇒個別施設レベルの取組み優先度を示す</p>
<p>検証3: 市以外が保有する施設で代替する必要性</p>	<p>(他の公共施設による代替) ※用途別分析で検証 (民間保有施設による代替) ※用途別分析で検証</p>	<p>市内で同じ機能を提供する、国・県等の公共施設や民間施設の有無を把握 市以外が保有する該当施設があれば、代替可能性の検討を選択肢として提示 利用が低迷する広域施設について、広域連携を検討する余地があるか考察 検討余地があれば、広域連携の検討を選択肢として提示</p>
<p>視点2 機能提供に利用する“建物”の適正化</p> <p>検証4: 施設単独で見た建物総量の削減可能性</p>	<p>一般的な建物に設置可能な施設分類と、機能に応じた建物整備が必要な施設分類を整理 同種機能を有する施設が複数あるものについて、集約化、統廃合が有り得るか考察</p> <p>施設分類毎に、再編の基本的な方向性の中で、一般論として適用性のあるものを整理。 ⇒施設や建物の状況を踏まえて、適用性の高い方向性を把握</p> <p>[再編の基本的な方向性(例)] ・新たな建物への建替え ・他の建物を活用した移転整備 ・同種機能の集約化・統廃合 ・機能が異なる施設の複合化 等</p>	<p>各施設について、再編の検討に際して考慮すべき特別な事情がないか把握 施設分類毎の検討に、個別施設の状況を加味して、再編の方向性についてバリエーションを増やす必要性がないか検討</p>
<p>検証5: 他施設との連携による建物総量の削減可能性</p>	<p>検証4を踏まえ、複合化する場合に、建物仕様への影響が大きい「主たる施設」か否かを考察 (共同化・多機能化の可能性) ※用途別分析で検証</p>	<p>先進事例等を参考に、適用可能性のある共同化・多機能化のアイデアを整理</p>

検討2: 既存公共施設の状況確認

視点3 既存施設（建物）の状況

検証6: 建物の安全性

【施設全体の分析】

耐震性と老朽化の観点から、安全性に問題のある建物の数量（面積、棟数）が相対的に多い用途分類を把握

早期に安全性の問題が顕在化する恐れがあり、取組み検討の優先度が相対的に高い用途分類を把握

【用途別の分析】

用途分類毎に、耐震性と老朽化の観点から、安全性に問題のある建物を把握

早期に大規模修繕や改修等の投資が必要であり、取組み検討の優先度が相対的に高い建物を把握

検証7: 建物の性能

(性能向上の改修必要性)
※用途別分析で検証

用途分類毎に、性能向上のために改修が必要な建物を把握

建物ごとに想定される取扱いの方向性を整理

視点4 既存施設の配置状況

検証8: 再編可能性のある施設の集中・分散の状況

(施設間距離や地理的条件)
※用途別分析で検証

集約化・統廃合や複合化の検討余地がある施設について、地理的な配置が集中しているものを抽出

実行性の高い再編計画とするため、施設ごとの再編の方向性検討に反映させる

検証9: 津波浸水地域における施設の状況

(津波被害の可能性)
※用途別分析で検証

津波を考慮した、建物の改修や移転検討の必要性を把握

検討3: 効率的・効果的な事業実施の方法

視点5 施設（建物）保有の方法

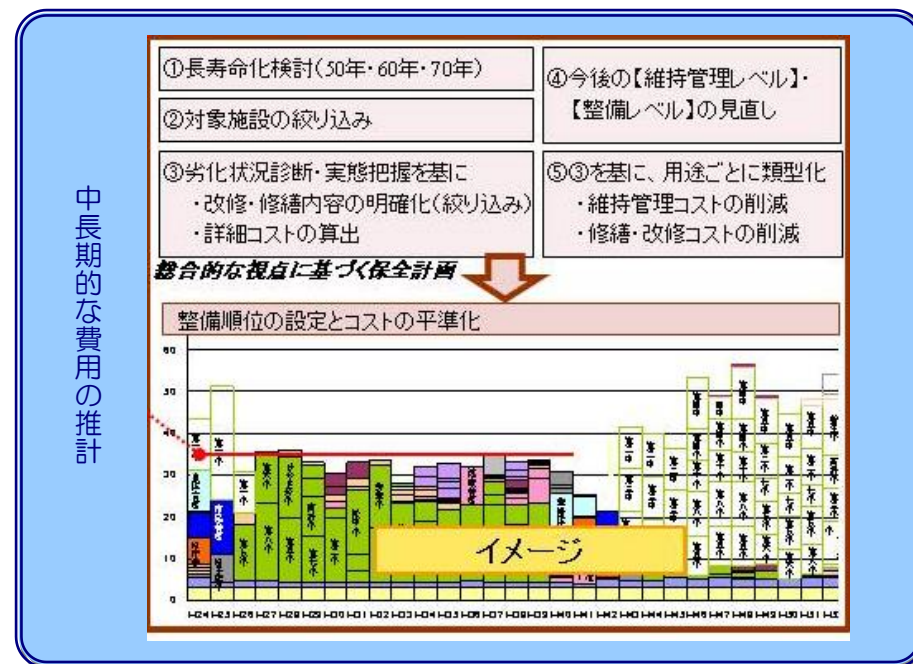
視点6 建物保全の方法

視点7 施設運営の方法

個別施設に関する再編方針の絞り込みや、具体的な事業スキーム検討の段階で個別に検討する

用途分類としてみた基本的な再編の方向性、取組み検討の優先度を整理

用途分類別に、個別施設で想定される再編の方向性、取組み検討の時期を整理



機能分類	施設	地域	利用度(需要)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	40年目	45年目	50年目	55年目	60年目
A分類	施設1	①地域	高い															
	施設2	②地域	中程度															
	施設3	③地域	中程度															
	施設4	④地域	低い															
B分類	施設5	①地域	低い															
	施設6	①地域	中程度															
	施設7	①地域	高い															
	施設8	②地域	低い															
	施設9	②地域	低い															
	施設10	②地域	中程度															
	施設11	③地域	高い															
	施設12	③地域	高い															
	施設13	④地域	中程度															
	施設14	④地域	低い															
	施設15	④地域	中程度															
	施設16	④地域	中程度															
	施設17	④地域	中程度															
	施設18	⑤地域	中程度															

(2) 施設全体の分析

ここでは、前項で示した検討プロセスに沿って、施設全体の分析を行った結果を示す。

注) 分析内容は施設分類全体で共通する客観的な情報に基づき、再編等の可能性を検討したものであり、取組みの具体化に向けては、各施設や地域の状況を踏まえた詳細な検討が必要になることに留意が必要である。

視点1 提供する“機能”の適正化

検証1 行政サービスの必要性

検証項目	内容
法令上の義務付け	各施設の設置根拠となる法令の条文における表現から、施設の設置を義務付けている程度の違いを把握する。
行政関与の必要性	各施設の設置条例等におけるサービス・機能の定義や、全国的に見たサービス・機能の提供状況を踏まえ、行政が関与しなければ提供が難しいか、民間企業等による提供が考えられるかを検討する。
設置目的の達成状況	既存の施設を設置した当初の目的を踏まえ、問題とされていた状況が改善されていないか、状況が変化して設置の意義が薄れていないかを確認する。

※網掛の項目は、施設全体の分析では取扱わない（用途別分析で整理）

行政サービスの必要性として、法令上の義務付けや行政関与の必要性を整理し、行政サービスの必要性を4段階で評価を行う。P7に整理法（案）を示す。

■ 検証の考え方

(法令上の義務付け)

【検討の指標】

- ・ 根拠法令における条文から、設置を義務付けている程度を区分する。

[程度区分の考え方]

- 1) 義務：～しなければならない 等
- 2) 推奨：～に努めなければならない 等
- 3) 可能：～することができる 等
- 4) 体制整備：体制の整備に努めなければならない 等

(行政関与の必要性)

- ・ 現状のサービス提供に際しての民間関与の状況や、根拠条例等から把握するサービス内容を踏まえたサービス圏域や受益者の範囲等のサービスの特徴を把握し、公共性の高いサービスと市場性の高いサービスを4段階で区分する。

- ①必要性が高い：法令等で設置義務が原則とされ公共性が高く行政が関与すべきサービス
- ②一部民間関与可能：法令等で設置が義務付けられているが、一部のサービス（業務）を民間等で代替できるサービス
- ③民間関与可能：法令等で設置が義務付けられているため、サービス全般を民間が実施することはできないが、民間でも同種のサービスを提供している
- ④民間の市場あり：法令等で設置義務は無く、民間で実施することが可能であり、市場も成立しているサービス

[サービスの特徴を把握する視点]

公共性の高いサービスの要件	市場性の高いサービスの要件
<ul style="list-style-type: none">・ 便益が不特定多数の市民に及ぶ・ サービスの利用が、他の市民による利用を妨げない（排他性が無い）・ 対価としての料金徴収が困難 等	<ul style="list-style-type: none">・ 民間サービスの市場が成立している・ サービス提供にあたって、民間との役割分担が図られている・ 受益者が限定される・ サービスの利用が、他の市民の利用機会を制限する（排他性がある）・ 対価としての料金徴収が可能 等

表 行政サービスの必要性の整理表（案）

施設白書における用途分類	施設分類（仮）	根拠法令	法令上の義務付け				行政関与の必要性				行政サービスとしての必要性				判定の考え方
			義務	推奨	可能	体制整備	必要性が高い	一部民間関与可能	民間関与可能	民間の市場あり	主に行政が提供	民間等による提供可能	民間による提供が多い	必然性が低い	
庁舎・支所等	本庁舎	地方自治法	●※1	※1:庁舎設置に関する 具体の記述はないが、 事務所設置は不可欠											
	支所	地方自治法			●										
	市民サービスコーナー	—													
生涯学習センター	生涯学習センター	社会教育法		●											
図書館	図書館	図書館法		●											
学校施設	小学校	小学校	●												
	中学校	中学校	●												
保育園	保育園	児童福祉法				●									
子育て支援センター	子育て支援センター	児童福祉法				●									
青少年施設	青少年会館	青少年会館	—												
	子ども会館・子どもの家	子ども会館	児童福祉法				●								
		子どもの家	児童福祉法				●								
福祉センター	子育て支援センター[再掲]	児童福祉法				●									
	発達支援室	—													
	地域包括支援センター(社会福祉協議会)	介護保険法 老人福祉法				●									
	デイサービスセンター(民間事業者)	介護保険法 老人福祉法				●									
福祉施設	高齢者福祉関連施設	老人福祉センター等	老人福祉法				●								
	障害者・児童福祉関連施設	児童発達支援施設	児童福祉法				●								
		障害者自立支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				●								
		障害児活動支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				●								
勤労福祉会館(レイ・ウェル鎌倉)	ホール	—													
	子育て支援センター[再掲]	児童福祉法				●									
	ファミリーサポートセンター	—													
	休日歯科診療所	—													
鎌倉芸術館	ホール	社会教育法		●											
スポーツ施設	体育館	スポーツ基本法		●											
	武道館	スポーツ基本法		●											
	プール	スポーツ基本法		●											
市営住宅	市営住宅	公営住宅法	●※2	※2:低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるとき											
消防施設	消防署	消防組織法	●												

検証2 サービス提供能力の妥当性

検証項目	内容
他用途の施設における同種・類似機能の有無	公共施設全体としてみた機能適正化の視点から、所管課や分類が異なる施設が、同種・類似の機能を有していないか確認する。
サービス提供能力と利用状況のバランス	稼働率が低い、利用数が少ないなど、サービス提供能力（キャパシティ）に対して利用が低迷している、あるいは経年的に見て利用が減少傾向にあるなどの問題があり、サービス提供能力が過大になっていないか確認する。
サービス対象者の動向	総人口や年齢構成などの人口動態等を踏まえ、サービス対象者や潜在的な利用者の動向変化を確認する。

(他用途の施設における同種・類似機能の有無)

- ・公共施設は、基本的に特定のサービスを提供する目的で整備されているため、一般的には、施設分類が異なれば、その機能も異なっている。
- ・生涯学習センター、福祉センター、勤労福祉会館等が提供する“活動の場を提供する”サービスについては、いずれも同じ貸館機能であるため、集約化や統廃合の可能性はある。

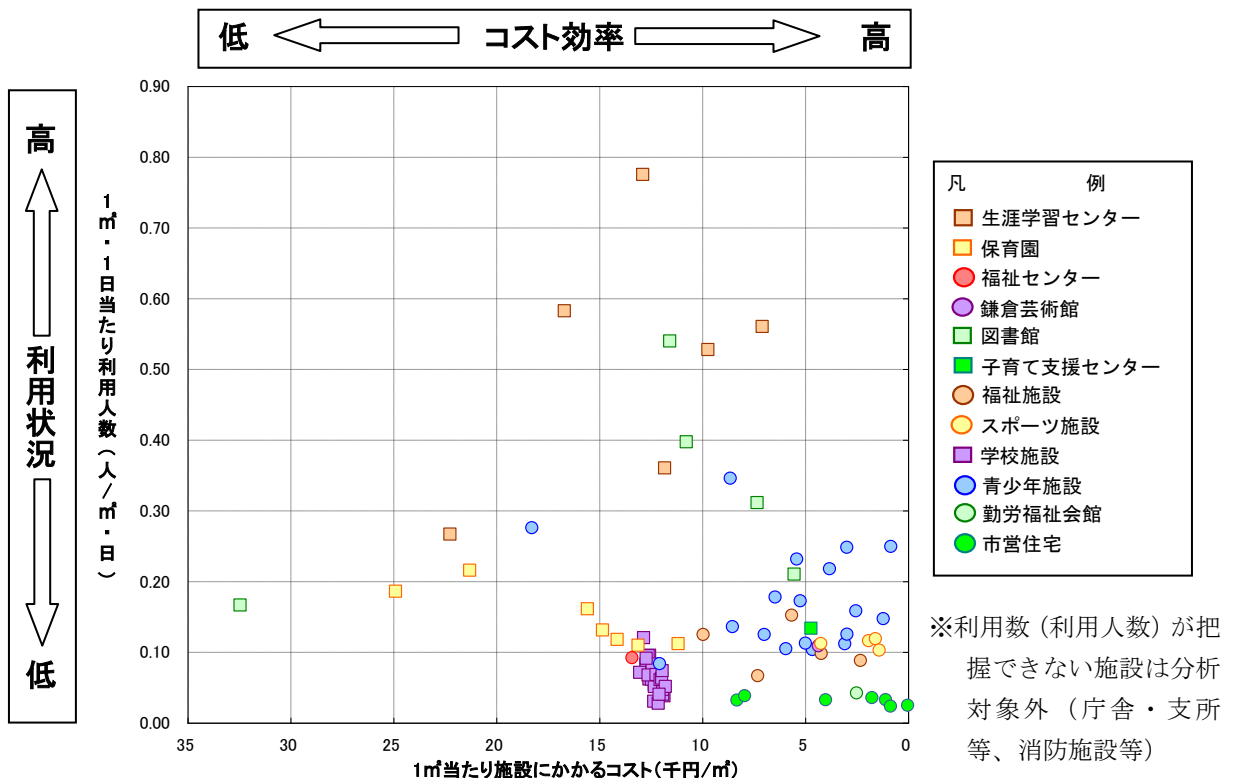
(サービス提供能力と利用状況のバランス)

- ・市民が利用する施設について、単位面積あたりの「利用人数」と「施設に係るコスト」の分布から特徴を整理する。

利用状況（縦軸）： $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 日}$ 当たりの利用人数 = 年間利用人数 ÷ 運営日数 ÷ 延床面積
 効率性（横軸）： 1 m^2 当たり施設に係るコスト = 修繕費 + 光熱水費 + 建物管理委託費 + 土地賃借料 + 土地・建物以外賃借料 + 車両・備品購入費

※生涯学習センター、社会福祉センターは、公共施設白書で利用件数を把握しているため、各室の利用件数に定員数を乗じて利用人数を推計。

※学校施設における光熱費以外の施設に係るコストは、施設関連経費として一括で把握されているため面積按分で概算。



施設	利用状況ーコスト効率からみた特徴
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の低さは、<u>対象者が限定される</u>ことに加え、カリキュラムに応じた特別教室や体育館などが必要で、<u>他施設よりも建物面積が大きくなる</u>ためと推察される。 ・他施設よりも全体の数量も大きいことから、コスト総額も大きくなり、市全体としてみれば、財政的な負担の影響が大きい。
保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・施設には定員があり、施設設置基準により<u>園児一人あたりの最低面積が定められている</u>ことから、サービスの特性上、利用数の評価は低い。 ・待機児童は解消しておらず、サービスに対するニーズは高いと考えられるが、他用途との相対的な比較では高コストなサービスとなっている。
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅は<u>他施設と使われ方が異なり、居住人数が利用人数</u>となっているため、相対的に評価は低くなる。
図書館、生涯学習センター、青少年施設	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設分類と比較して、利用状況、コスト効率ともにバラツキが大きくなっている。

(サービス対象者の動向)

- ・総人口が減少に転じているため、年齢構成によらない市民が利用する施設（図書館、ホール、スポーツ施設など）は、現状のサービス内容では、大幅な利用者の増加は見込めない。
- ・少子化が進んでいるため、学校施設、保育園、子育て支援センター、青少年施設などの子どもが利用する施設は、大幅な利用者の増加は見込めない（ただし学校施設以外は、待機児童の解消が必要）。
- ・高齢化が進行しており、福祉関連施設など高齢者が利用する施設の需要は高まっていくものと考えられる。

検証3 市以外が保有する施設で代替する必要性

検証項目	内容
他自治体等の公共施設による代替可能性	市内に設置されている県等の公共施設による代替や、周辺自治体の保有する公共施設との相互利用・共同運用の可能性を検討する。
民間の保有する施設による代替可能性	民間企業等が保有する施設で代替する可能性を検討する。

※網掛の項目は、施設全体の分析では取扱わない（用途別分析で整理）

視点2 機能提供に利用する“建物”の適正化

検証4 施設単独で見た建物総量の削減可能性

検証項目	内容
建物の特殊性 ：既存建物の利用可能性	機能提供に必要な建物の要件（面積、空間構成、設備等）を踏まえ、貸しビル等の一般的な建物において提供可能なサービスか、目的に応じた建物を整備することが必要なサービスかを検討する。
集約化、統廃合の可能性	提供サービスの特徴を踏まえ、集約化や統廃合などにより、現状よりも施設数を減らすことが可能なサービスかどうかを考察する。

（建物の特殊性：既存建物の利用可能性）

■ 検証の考え方

機能提供に必要な建物の要件（面積、空間構成、設備等）を踏まえ、貸しビル等の一般的な建物において提供可能なサービスか、目的に応じた建物を整備することが必要なサービスかを検討する。

- ・ 特殊な構造や設備が不要で、一般的な建物に設置可能な施設分類が大半であり、次に掲げる施設を除き、目的に応じた特殊な建物の整備が必要な施設分類は限られている。

【既存建物の利用が困難な施設分類】

建物の形状等の特殊性が大きい

⇒小中学校、ホール、スポーツ施設、市営住宅、消防署

- ・ 小中学校については、体育館、特別教室など多様なスペースを集約して整備する必要があるほか、校庭についても確保することが求められる
- ・ ホール、スポーツ施設、市営住宅については建物そのものが提供サービスであり、目的に応じた形状や機能を備えた建物を整備することが求められる（舞台装置、観客席、居室 等）
- ・ 消防署については、大型の緊急車両の車庫や指令室等の特別な機能が求められる。

(集約化、統廃合の可能性)

■ 検証の考え方

提供サービスの特徴を踏まえ、集約化や統廃合などにより、現状よりも施設数を減らすことが可能なサービスかどうかを考察する。

- ・ 集約化や統廃合は、同種の施設が複数の建物に存在することが前提となる。
- ・ 同じ分類で複数の施設があり、数に着目した場合に、理論的には集約化や統廃合の可能性がある施設分類が多い。
- ・ なお、集約化や統廃合の具体化を進めるためには、施設分類毎に、サービス圏域や地域的な配置バランスなどの配置の考え方を明確化する必要がある。(※消防署については、緊急車両の到着に要する時間に基づく整備計画が策定されている。)

分類内の施設数	該当する施設分類
複数あるもの	支所、生涯学習センター、図書館、小中学校、保育園、子育て支援センター、青少年会館、子ども会館、子どもの家、老人福祉センター等、ホール、体育館、プール、市営住宅、消防署
一つだけのもの	本庁舎、市民サービスコーナー、発達支援室、児童発達支援施設、障害者自立支援施設、障害児活動支援施設、ファミリーサポートセンター、休日急患歯科診療所、武道館

表 検証4のまとめ

施設白書における 用途分類		施設分類 (仮)	建物の特殊性		分類内の施設数	
			一般的	特殊	複数	1つ
庁舎・支所等		本庁舎	●			●
		支所	●		●	
		市民サービスコーナー	●			●
生涯学習センター		生涯学習センター	●		●	
図書館		図書館	●		●	
学校施設	小学校	小学校		●	●	
	中学校	中学校		●	●	
保育園		保育園	●		●	
子育て支援センター		子育て支援センター	●		●	
青少年施設	青少年会館	青少年会館	●		●	
	子ども会館・子どもの家	子ども会館	●		●	
		子どもの家	●		●	
福祉センター		子育て支援センター [再掲]	●		●	
		発達支援室	●			●
		地域包括支援センター (社会福祉協議会)				
		デイサービスセンター (民間事業者)				
福祉施設	高齢者福祉関連施設	老人福祉センター等	●		●	
	障害者・児童福祉関連施設	児童発達支援施設	●			●
		障害者自立支援施設	●			●
		障害児活動支援施設	●			●
勤労福祉会館 (レイ・ウェル鎌倉)		ホール		●	●	
		子育て支援センター [再掲]	●		●	
		ファミリーサポートセンター	●			●
		休日歯科診療所	●			●
鎌倉芸術館		ホール		●	●	
スポーツ施設		体育館		●	●	
		武道館		●		●
		プール		●	●	
市営住宅		市営住宅		●	●	
消防施設		消防署		●	●	

検証5 他施設との連携による建物総量の削減可能性

検証項目	内容
複合施設化の可能性	一つの建物内に、異なるサービス・機能を提供する複数の施設を併設した“複合施設”として整備する可能性について考察する。
共同化・多機能化の可能性	複合施設において、総量削減をさらに一歩進めるための方策として、一つの空間を、曜日や時間帯によって異なるサービス・機能の提供に利用する“共同化・多機能化”を行う可能性について考察する。

※網掛の項目は、施設全体の分析では取扱わない（用途別分析で整理）

■検証の考え方

一つの建物内に、異なるサービス・機能を提供する複数の施設を併設した“複合施設”として整備する可能性について考察する。

全ての施設は複合化をする、または複合化させることが可能と考えられるが、複合化にあたっては、初期投資及びランニングコストの削減、収益施設への転換などのコスト効果が得られること、また、複合化により施設間の相乗効果が生まれ、市民の利便性の向上が期待できる施設を対象とする必要がある。

【複合化・多機能化の定義】

複合化：ハード的視点から、一つの土地や建物に複数の施設を集めること

多機能化：ソフト的視点から、一つの施設に複数の機能を持たせること

【複合化・多機能化の効果】**①初期投資費用の削減**

それぞれの施設ごとに用地を確保し施設を整備する方法と比べ、一つの土地に複数の機能を集約、あるいは既に保有している土地や施設を有効的に利用した方が、施設整備に係る初期投資費用が少なくて済む。

②市民の利便性向上

関連する施設を複合化、機能を多機能化することにより、官民含めた様々な施設間の相乗効果が生まれ、結果的に施設を利用する市民の利便性向上が期待できる。

③ランニングコストの削減

複合化・多機能化により、管理・運営のための人員の共有化、スペースの共有化などにより、ランニングコストの削減を図ることができる。

④収益施設への転換

民間企業等が事業を行う施設との複合化により、市民の利便性の向上が図れると共に、公共施設が賃料を生み出す収益施設に転換する。

視点3 既存施設（建物）の状況

検証6 建物の安全性

検証項目	内容
耐震性の有無、老朽化の状況	耐震性が確保されていない、あるいは老朽化が進んでいて、改修・建替の必要性が高い建物を把握する。

（耐震性の有無、老朽化の状況）

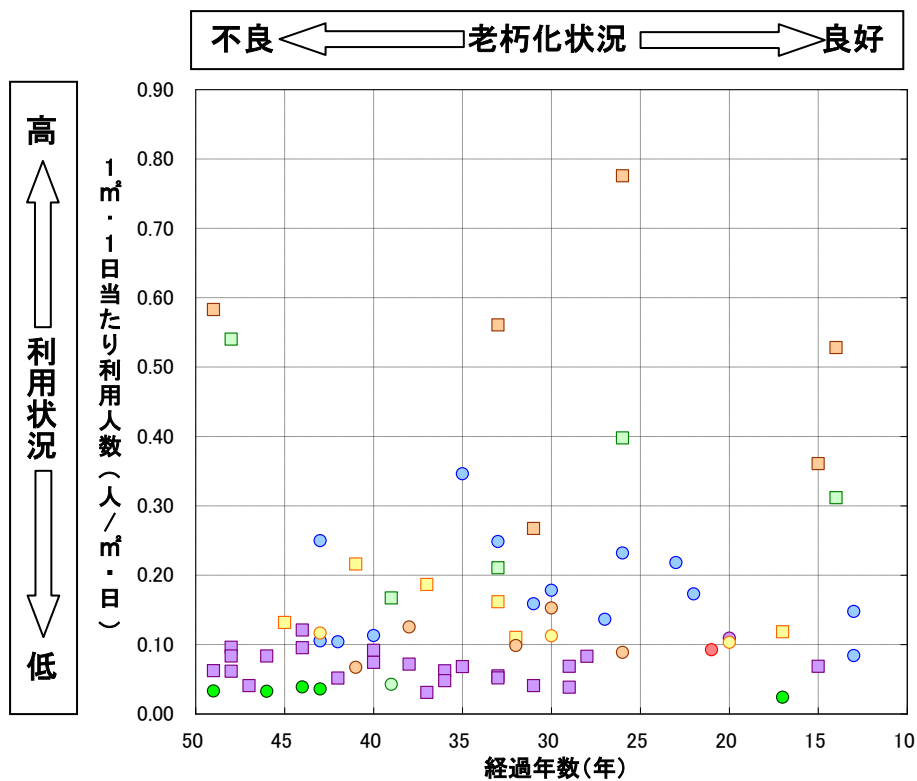
- ・市民が利用する施設について、単位面積あたりの「利用人数」と「経過年数」の分布から特徴を整理する。

利用状況（縦軸）： $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 日}$ 当たりの利用人数＝年間利用人数÷運営日数÷延床面積

安全性（横軸）：経過年数＝平成25年度－建設年度

※生涯学習センター、社会福祉センターは、公共施設白書で利用件数を把握しているため、各室の利用件数に定員数を乗じて利用人数を推計。

- ・老朽化した建物が多い施設分類として、学校施設、市営住宅、保育園、勤労者福祉施設が挙げられる。



凡	例	
生涯学習センター	図書館	学校施設
保育園	子育て支援センター	青少年施設
福祉センター	福祉施設	勤労福祉会館
鎌倉芸術館	スポーツ施設	市営住宅

※利用数（利用人数）が把握できない施設は分析対象外（庁舎・支所等、消防施設等）

検証 7 建物の機能性

検証項目	内容
性能向上に向けた改修の必要性	バリアフリー化や省エネ化などに対応するため、改修・建替の必要性が高い建物を把握する。

※施設全体の分析では取扱わない（用途別分析で整理）

視点 4 既存施設の配置状況

ここでの検証は、施設全体の分析では取扱わず、用途別分析で整理する。

検証 8 再編可能性のある施設の集中・分散の状況

検証項目	内容
施設間の距離や地理的条件から見た再編の可能性	地域区分毎に見た配置状況や、配置図から見た施設相互の距離感を踏まえて、機能や建物の適正化に当てはまりにくい施設の有無を確認する。

検証 9 津波浸水地域における施設の状況

検証項目	内容
津波被害を想定した再編の可能性	津波浸水地域においては、地域外への優先的な移転を検討すべき施設の有無や、津波避難所としての機能発揮が求められる建物の有無を確認する。

以降の視点 5～7 の検証は、個別施設に関する再編方針の絞込みや、具体的な事業スキーム検討の段階で個別に検討する。

視点 5 施設（建物・土地）保有の方法**検証 10** 既存の建物・土地を活用したサービスの提供

検証項目	内容
低未利用建物・土地の有効活用	建物の大規模修繕や改修、更新の実施にあたっては、低未利用建物全体の用途変更（＝転用）や、一部転用による複合化、低未利用地の活用など、保有建物・土地の有効活用を図る。
民間等の建物の活用	市による建物整備のこだわらず、利便性の向上やコスト削減のメリットが大きい場合は、民間建物を活用した機能提供を図る。

検証 11 低未利用建物・土地の資産としての活用

検証項目	内容
低未利用建物・土地の資産としての活用	市による有効活用が図られていない建物・土地については、民間への賃貸や売却等により再編事業の財源確保に活用する。

視点6 建物保全の方法

検証12 最適な主体・手法による建物保全の実施

検証項目	内容
最適な主体・手法による建物保全の実施	前例に捉われず、直営、PPP（公民連携）、民間化などの多様な選択肢を比較検討して、最適な手法を適用する。

視点7 施設運営の方法

検証13 最適な主体・手法による施設運営の実施

検証項目	内容
最適な主体・手法による施設運営の実施	前例に捉われず、直営、PPP（公民連携）、民間化などの多様な選択肢を比較検討して、最適な手法を適用する。

(参考 1) 定量的な分析の指標として利用可能なデータ

項目		単位	説明	記号
延床面積		m ²	当該施設が専有している建物又はスペースの総延床面積	A
老朽化	保全度	—	保全度調査において、平成 25 年 4 月時点で早急に対応が必要な部位・設備等がある施設に「●」と記載	B
	経過年数	年	当該施設の建設年度から平成 25 年度までの経過年数	C
利用	利用数	人	当該施設の年間利用人数 (指標については備考を参照)	D
	1 日当たりの利用数	人/日	当該施設の利用数を運営日数で割った値	E
	1 m ² ・1 日当たりの利用数	人/日・m ²	当該施設の専有延床面積 1 m ² 当たりを利用している 1 日当たりの人数	F (=E/A)
	利用者 1 人当たりの延床面積	m ² /人	当該施設の 1 日の利用者 1 人当たりが使用している延床面積	G (=A/D)
	定員数	人	当該施設の収容人数 (各貸スペース (※) 合計) ※貸スペースが無く収容人数が定められていない施設については、1 日当たりの利用人数を表示	H
	基準面積	m ²	法令等により、当該施設の設置基準において定められている必要面積 (設置基準については本資料の P11~15 を参照)	I
	1 人当たりの基準面積	m ² /人	当該施設における収容人数 (定員数) 当たりに必要な基準面積	J (=I/H)
	利用率	%	1 人当たりの基準面積に対して、実際の利用者 1 人当たりが使用している延床面積の割合	K (=J/G)
コスト	施設に係るコスト	千円	当該施設を建物・土地の維持管理していくために必要なコスト (年間支出) (修繕費+光熱水費+建物管理委託費+土地賃借料+土地・建物以外賃借料+車両・備品購入費)	L
	1 m ² 当たりの施設に係るコスト	千円/m ²	当該施設専有の総延床面積 1 m ² 当たりの土地・建物の維持管理に係る年間支出	M (=L/A)
	事業運営に係るコスト	千円	当該施設の人件費や、そこで行われている事業費、事業に係る消耗品等のコスト (年間支出) (人件費+事務委託料+負担金補助及び交付金+利息償還金+その他物件費等)	N
	維持管理に係る人件費	千円	当該施設の維持管理に係る人件費 (各施設において維持管理を担当している職員人数×職員 1 人当たりの平均人件費 (※)) ※事務事業評価に用いた H24 職員人件費の平均額 (超過勤務手当額を含む)	O
	1 m ² 当たりの維持管理に係る人件費	千円/m ²	当該施設専有の総延床面積 1 m ² 当たりの維持管理に係る人件費	P
	減価償却相当額	千円	当該施設の使用や時間経過による建物等の価値減少分のコスト	Q
	トータルコスト	千円	当該施設に係る総コスト (施設に係るコスト+事業運営に係るコスト+減価償却相当額)	R (=L+N+Q)
	利用者 1 人当たりのトータルコスト	千円/人	当該施設の年間利用者 1 人当たりに係る総コスト	S (=R/D)
	収入	千円	当該施設の年間収入 (施設使用に係る料金収入等)	T
	現金を伴う収支	千円	当該施設の 1 年間の収入と支出の差額 (施設に係るコスト+事業運営に係るコスト-収入)	U (=L+N-T)

表 対象施設のデータ一覧表

Table with columns: 用途, 施設名, 地域, 延床面積 (m²), 老朽化 (保全度, 経過年数), 利用 (利用者数, 指標, 1日当たり利用数, 1m²・1日当たり利用数, 利用者1人当たりの延床面積, 定員数, 基準面積, 1人当たりの基準面積, 利用率), コスト (施設に係るコスト, 1m²当たり施設に係るコスト, 事業運営に係るコスト, 維持管理に係る人件費, 1m²当たり維持管理に係る人件費, 減価償却相当額, トータルコスト, 利用者1人当たりのトータルコスト), 収入, 現金を伴う収支, 備考 (利用数の指標 (単位)).

(参考2) 根拠法令における公共サービスの提供に係る規定

1. 庁舎・支所等

1-1) 本庁舎

【地方自治法】

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

1-2) 支所

【地方自治法】

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる

1-3) 市民サービスコーナー

※根拠法令無し

2. 生涯学習センター

【社会教育法】

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置）

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

3. 図書館

【図書館法】

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類配列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

4. 学校施設（小学校、中学校）

【学校教育法】

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない

第三十九条 市町村は、相当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第四十条 市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不相当と認めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

※第三十八条～第四十条は中学校に準用する。

【社会教育法】

（学校施設の利用）

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない

5. 保育園

【児童福祉法】

第六款 子育て支援事業

第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにつくことその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

6. 子育て支援センター

【児童福祉法】

第六条の6 この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

7. 青少年施設

7-1) 青少年会館

※根拠法令無し

7-2) 子ども会館

【児童福祉法】

第六条の2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第二十一条の十 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

7-3) 子どもの家

【児童福祉法】

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助

の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと（以下「児童自立生活援助の実施」という。）が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

8. 福祉センター

8-1) 子育て支援センター [6.再掲]

8-2) 発達支援室

※根拠法令無し

8-3) 地域包括支援センター（社会福祉協議会）

8-4) デイサービスセンター（民間提供）

9. 福祉施設

9-1) 老人福祉センター

【老人福祉法】

(支援体制の整備等)

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

(老人福祉センター)

第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

9-2) 老人いこいの家

※根拠法令無し

9-3) 児童発達支援施設

【児童福祉法】

第六条の二

2 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

5 この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

9-4) 障害者自立支援施設

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

第5条

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障

害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(施設の設置等)

第八十三条 国は、障害者支援施設を設置しなければならない。

2 都道府県は、障害者支援施設を設置することができる。

3 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害者支援施設を設置することができる。

9-5) 障害児活動支援施設

【児童福祉法】

第六条の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

10. 勤労福祉会館

10-1) 勤労者福祉施設（文化ホール）

※根拠法令無し

10-2) 子育て支援センター

※根拠法令無し

10-3) ファミリーサポートセンター

※根拠法令無し

10-4) 休日急患歯科診療所

※根拠法令無し

11. 鎌倉芸術館（文化ホール）

12. スポーツ施設

12-1) 体育館

12-2) 武道館

12-3) プール

【スポーツ基本法】

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

13. 市営住宅

【公営住宅法】

(公営住宅の供給)

第三条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

14. 消防施設（消防署）

【消防組織法】

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

(参考3) 公共施設の定義について

公共施設再編計画基本方針において、施設（ハコ）と機能（サービス）を分離して整理することを明記しているが、これまでに「施設」と「機能」について明確な定義がされていないため、両者を混同して用いてしまう懸念がある。

<混同してしまう例>

- ・行政センター（支所、図書館、学習センターが併設）、レイ・ウェル鎌倉（文化会館、大船子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、休日急患歯科診療所が併設）などの複合施設の場合、施設を1と数えるのは誤解を生じる懸念がある。公共施設白書の用途別の整理においても、支所や図書館が行政センターとは、別施設として整理されている。
- ・小中学校についても、校舎や体育館など複数棟あることから、施設＝建物とはならない。

今後の再編計画策定作業においては、以下に整理した用語の定義に基づくものとする。

【用語の定義】

- 施設：公共サービスを提供する場
 - 建物：施設が入居している建物（棟）
 - スペース：施設が機能を発揮するために必要な部屋・空間
 - 機能：施設の備えるべき役割、公共サービスを通じて施設利用者にもたらされる効果。
- (※効果発揮のために、必ずしも建物やスペースが必要ではないことに留意。)

図 施設、建物、スペースの関係

